

前期 第2問

被告人 X は、武力革命による共産主義社会の実現を意図し、そのためには、警察官からけん銃を奪取し、これを用いていわゆるゲリラ闘争を展開することが最も適切な方法であると確信し、いまや、このような革命実現の方法が現実的となっていることを自ら率先垂範することによって、他に自己の革命思想の正当性を訴え、武器奪取等の行動に出る共鳴者多数が出現することを期待して、警ら中の警察官からけん銃を奪取することを企て、某日夕刻ころ、新宿警察署前付近で、同署勤務の警視庁巡査 A（当時二七才）が制服にけん銃を装着して警ら中であることを認識し同巡査からけん銃を強取しようと決意し、新宿駅西口方向に向かう同巡査を約四〇〇メートル追尾して、たまたま周囲に人影が見えない状態になったとみるや、建設用びょう一本を装てんして携帯していた手製装薬銃を左手に構え、右手にハンマーを持って、同巡査の背後約一メートルに接近し、歩行しながら、同巡査の右肩部付近をねらい、右ハンマーで右銃の撃針部をたたいて、びょうを発射し、（このようにしなければ右銃は発射できないこと）同巡査の右側胸部を貫通させ、さらに、たまたま約三〇メートル右前方を歩行中の銀行員 B（当時二三才）の背部から上腹部右側をも貫通させ、よって、A には加療約 5 週間を要する右肩胸部貫通銃創、B には加療約 2 ヶ月を要する腹部貫通銃創の傷害を負わせたが、被告人 X は A 巡査に命中しなかったと思い込み、同巡査から射殺又は逮捕されるのを恐れて逃走したため、けん銃強取の目的を遂げなかったとしている。X の罪責を述べよ。（ただし特別法は除く）

参考裁判例：最高裁昭和 53 年 7 月 28 日第三小法廷判決